

権利能力なき社団・財団の場合（持分権なし）

大府A 子ども会規約

（目的）

第1条 この会は、子ども会会員間の交流・育成を目的とする。

（会員）

第2条 この会の会員は、30名をもって構成し、別に会員名簿を事務局が作成し備え置く。

（役員）

第3条 この会の役員として、会長1名、幹事1名を置き、その任期は 年とする。

（事業）

第4条 この会は、次の事業を行なう。

- 子ども会会員相互の交流を図り、育成を促す事業
- 大府市子ども会連絡協議会事業や他子ども会等との交流を行う等の子ども会活動を活性化する事業

（運営）

第5条 この会を運営するため、幹事が事務局としてその任に当たるが、運営方法・会計報告等については、必要に応じて会長が総会を招集し決定する。

（会費）

第6条 この会は、会員の会費、月100円によって運営する。

（会計年度）

第7条 この会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（その他）

第8条 この規約の定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則 この規約は令和3年4月1日から施行する。